

委託業務に関する仕様書

1 業務名

令和7年度データを活用した経営に係る伴走支援者育成事業委託業務

2 目的

人手不足や物価高騰を背景に生産性向上など経営の高度化が求められていることから、データに基づく経営を行う中小企業の創出に向けて、商工団体や金融機関等の事業者支援機関の職員がデータ活用に関する事業者支援ノウハウを身に付けるための育成プログラムの実施を業務委託する。育成プログラムは、座学だけではなく、事業者支援のOJTも織り交ぜることで実践的なスキル獲得を目指すものとする。また、参加者以外の支援機関や事業者へのデータ活用を普及するため、本事業で実施した内容の情報発信を行う。

3 業務概要

- (1) 育成プログラム参加者及び支援先事業者の募集
- (2) 育成プログラムの実施
- (3) 育成プログラムの成果発表会の開催
- (4) 情報発信サイトの構築・運営
- (5) 効果測定及び実績報告書の作成

4 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月31日

5 限度額

15,389,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託業務内容

- (1) 育成プログラム参加者及び支援先事業者の募集
 - ・令和7年6月頃までに、県内の商工団体や金融機関等の支援機関から育成プログラムの参加者を20名程度選定すること。
 - ・参加者選定のうえで、OJT先となる支援先事業者候補を決定すること。
 - ・多くの応募がなされるよう、支援機関へ事業の周知を行うこと。
 - ・応募者が定員を超える場合は、県と協議のうえ参加者を選定すること。

(2) 育成プログラムの実施

- ・選定した参加者に対し、データに基づく経営に関する支援ノウハウを身に付けるために必要な指導を6か月程度集中的に行い、プログラム実施後には、参加者が支援ノウハウを身に付けるとともに、支援先事業者がデータ活用を実践している状態とすること。
 - ・受託者において育成指導者を選定すること。なお、必要に応じて外部専門家の招聘を行うことも可能とする。
 - ・参加者の現状スキルや支援先事業者の支援ニーズを踏まえて、「育成プログラム」（様式自由）を作成し、県に提出すること。
 - ・「育成プログラム」は、原則として、以下の（ア）～（ウ）の3つの取組を織り交ぜ、参加者がデータ活用に関するノウハウを十分に獲得できるよう工夫すること。
- （ア）知識習得（インプット）

プログラム参加者に対して、データ経営支援のための知識を習得させること。知識の習得方法は、参加者が集合して行う研修会等の形式での開催を必須とするが、研修会等での知識習得を補完するためのオンライン講座等は実施して構わない。テーマ、講師及びスケジュールを県と相談したうえで決定し、「育成プログラム」に記載すること。

（イ）OJT研修

伴走指導者がプログラム参加者と伴に支援先事業者を訪問し、事業者との対話を通じて、事業者のデータ活用を支援するOJT研修を実施すること。

（ウ）進捗確認

伴走指導者はプログラム参加者と知識習得及びOJT研修の振り返りを適宜行い、知識習得に関する進捗や支援先事業者への支援方法について議論し、次回以降の研修に向けた準備事項を確認する。

- ・受託者は指導時以外での参加者からの質疑等に対しても対応すること。
- ・事業成果の発信のため、プログラムの実施成果を紹介する事例集を作成すること。掲載対象や内容は県と事前に協議すること。
- ・県の他の事業と必要に応じて連携するなど、効果的な事業内容とすること。
- ・県職員や県が認めた関係者がプログラムに同席することを認めること。
- ・県に対し、プログラム実施状況を毎月報告すること。

(3) 育成プログラムの成果発表会の開催

- ・プログラム参加者が、本プログラムを通じての支援先企業の経営の改善点や参加者自身の成長について発表する機会を設けること。
- ・データに基づく経営に関する講演等を実施すること。

- ・県内の商工団体や金融機関等に成果発表会の内容を周知するため、開催手法や広報活動に工夫を行うこと。
- ・成果発表会参加者数については、50名程度とするが、上限を定めるものではない。

(4) 情報発信サイトの構築・運営

- ・本業務の実施内容を効率的・魅力的に情報発信するためのWEBサイトを構築し、運営すること。
- ・サーバーの契約・利用に係る初期経費及び契約期間の運用にかかるサーバーの利用料は、委託業務の必要経費に含まれるものとする。
- ・WEBサイトには、以下の内容のコンテンツを制作すること。
 - ア プログラムに関する募集、告知、実施レポート、参加者へのインタビュー 等
 - イ その他、本業務の目的を達成するために必要なもの

(4-2) WEBサイトの効果検証

- ・Google アナリティクスや目標達成に向けた検証ができる各種設定をし、計測・分析を実施すること。
(Google アナリティクスのアカウント管理)
- ・WEBサイトには、「本業務用 Google アナリティクス」の導入を必須とする。
- ・目標達成に向けた計測・分析の結果及び改善策を定期的に県に報告すること。
(大分県 Google タグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務)
- ・本業務に関連するWEBサイトに各種計測タグを導入する際は、大分県が別途指定する「大分県 Google タグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。
- ・タグ活用が確実に行われるよう、「大分県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を県に報告すること。
- ・各種設定の内容について大分県の承認を得ること。また、「大分県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。

(4-3) データの引継ぎ等

- ・本契約の完了又は解除による業務終了後、本業務を県が継続できるよう必要な措置を講じるとともに、他社に移管する作業を支援すること。具体的な引継ぎ内容は次のとおりとする。
(データの引継ぎ)
- ・以下のデータを無償で提供すること。

ア HTML ファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル。
イ その他、DB に格納されているデータ。出力形式は CSV を原則とする。

(データ移行の支援)

- ・コンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及び DB から CSV として出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。

(5) 効果測定及び実績報告書の作成

- ・効果測定のため、プログラム参加者や支援先事業者に対し、アンケート調査を実施すること。
- ・アンケート調査実施については、予め周知し、協力について承諾を得ておくものとする。
- ・実施内容、会場写真、アンケート調査の集計・分析結果等をまとめた実績報告書を作成し、県に提出すること。

(6) その他

- ・受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ・受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- ・本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- ・受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。
- ・参加者等のユーザー意見を聞き取り、本業務の実施途中であっても、常に改善意識を持ち、事業の効果を最大限発揮させるための改善策を県に提案すること。